【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第十九条　削除

（改正前）

第十九条　前条の規定により賠償の責に任ずべき者で当該有価証券の発行者以外の者は、左に掲げる事項の一を証明した場合においては、同条の規定による賠償の責に任じない。

一　その者が、有価証券届出書のうちその者が責に任ずべき部分について届出の効力が生ずる日前に同条第二号第三号に規定する地位を辞し、第三号第四号に規定する同意を撤回し、又は第五号に規定する引受人となる契約を解除し、且つ、その旨及び有価証券届出書のうち当該部分について責に任じない旨を書面を以て大蔵大臣及び当該有価証券の発行者に通知したこと

二　その者が、有価証券届出書のうちその者が責に任ずべき部分について届出の効力が生じたことを知らなかつた場合においては、届出の効力が生じた旨を知つた後遅滞なく、同条第二号第三号に規定する地位を辞し、第三号第四号に規定する同意を撤回し、又は第五号に規定する引受人となる契約を解除し、且つ、その旨及び有価証券届出書のうち当該部分について責に任じない旨を書面を以て大蔵大臣及び当該有価証券の発行者に通知し及び広告したこと

三　その者が、有価証券届出書のうち専門家の提供した資料、報告若しくは鑑定に基いて作成された部分、専門家がその記載について真実であることを保証した部分及び公務員の陳述又は公文書に基いて作成された部分のいずれでもない部分について、作成前相当な調査をした上、その記載が真実であり、又、記載すべき重要な事項及び誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていなかつたと信じ、且つ、信じたことに十分な理由があつたこと

四　専門家が、有価証券届出書のうち自己の提供した資料、報告若しくは鑑定に基いて作成された部分又は自己がその記載について真実であることを保証した部分について、作成前相当な調査をした上、その記載が真実であり、又、記載すべき重要な事項及び誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていなかつたと信じ、且つ、信じたことに十分な理由があつたこと、又はその部分が自己の提供した資料、報告若しくは鑑定の内容と異なり若しくはこれを十分に表わしていなかつたこと

五　その者が、有価証券届出書のうちその者以外の専門家の提供した資料、報告若しくは鑑定に基いて作成された部分又はその者以外の専門家がその記載について真実であることを保証した部分について、虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていたこと、又、その部分がその者以外の専門家の提供した資料、報告若しくは鑑定の内容と異なり、又はこれを十分に表わしていなかつたことを知らず、且つ、信ずべき十分な理由がなかつたこと

六　その者が、有価証券届出書のうち公務員の陳述又は公文書に基いて作成された部分について、虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていたこと、又、その部分が公務員の陳述若しくは公文書の内容と異なり、又はこれを十分に表わしていなかつたことを知らず、且つ、信ずべき十分な理由がなかつたこと

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第十九条　前条の規定により賠償の責に任ずべき者で当該有価証券の発行者以外の者は、左に掲げる事項の一を証明した場合においては、同条の規定による賠償の責に任じない。

一　その者が、有価証券届出書のうちその者が責に任ずべき部分について届出の効力が生ずる日前に同条第二号第三号に規定する地位を辞し、第三号第四号に規定する同意を撤回し、又は第五号に規定する引受人となる契約を解除し、且つ、その旨及び有価証券届出書のうち当該部分について責に任じない旨を書面を以て大蔵大臣及び当該有価証券の発行者に通知したこと

二　その者が、有価証券届出書のうちその者が責に任ずべき部分について届出の効力が生じたことを知らなかつた場合においては、届出の効力が生じた旨を知つた後遅滞なく、同条第二号第三号に規定する地位を辞し、第三号第四号に規定する同意を撤回し、又は第五号に規定する引受人となる契約を解除し、且つ、その旨及び有価証券届出書のうち当該部分について責に任じない旨を書面を以て大蔵大臣及び当該有価証券の発行者に通知し及び広告したこと

三　その者が、有価証券届出書のうち専門家の提供した資料、報告若しくは鑑定に基いて作成された部分、専門家がその記載について真実であることを保証した部分及び公務員の陳述又は公文書に基いて作成された部分のいずれでもない部分について、作成前相当な調査をした上、その記載が真実であり、又、記載すべき重要な事項及び誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていなかつたと信じ、且つ、信じたことに十分な理由があつたこと

四　専門家が、有価証券届出書のうち自己の提供した資料、報告若しくは鑑定に基いて作成された部分又は自己がその記載について真実であることを保証した部分について、作成前相当な調査をした上、その記載が真実であり、又、記載すべき重要な事項及び誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていなかつたと信じ、且つ、信じたことに十分な理由があつたこと、又はその部分が自己の提供した資料、報告若しくは鑑定の内容と異なり若しくはこれを十分に表わしていなかつたこと

五　その者が、有価証券届出書のうちその者以外の専門家の提供した資料、報告若しくは鑑定に基いて作成された部分又はその者以外の専門家がその記載について真実であることを保証した部分について、虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていたこと、又、その部分がその者以外の専門家の提供した資料、報告若しくは鑑定の内容と異なり、又はこれを十分に表わしていなかつたことを知らず、且つ、信ずべき十分な理由がなかつたこと

六　その者が、有価証券届出書のうち公務員の陳述又は公文書に基いて作成された部分について、虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていたこと、又、その部分が公務員の陳述若しくは公文書の内容と異なり、又はこれを十分に表わしていなかつたことを知らず、且つ、信ずべき十分な理由がなかつたこと

（改正前）

第十九条　前条の規定により賠償の責に任ずべき者で当該有価証券の発行者以外の者は、左に掲げる事項の一を証明した場合においては、同条の規定による賠償の責に任じない。

一　その者が、有価証券届出書のうちその者が責に任ずべき部分について届出の効力が生ずる日前に同条第二号第三号に規定する地位を辞し、第三号第四号に規定する同意を撤回し、又は第五号に規定する引受人となる契約を解除し、且つ、その旨及び有価証券届出書のうち当該部分について責に任じない旨を書面を以て証券取引委員会及び当該有価証券の発行者に通知したこと

二　その者が、有価証券届出書のうちその者が責に任ずべき部分について届出の効力が生じたことを知らなかつた場合においては、届出の効力が生じた旨を知つた後遅滞なく、同条第二号第三号に規定する地位を辞し、第三号第四号に規定する同意を撤回し、又は第五号に規定する引受人となる契約を解除し、且つ、その旨及び有価証券届出書のうち当該部分について責に任じない旨を書面を以て証券取引委員会及び当該有価証券の発行者に通知し及び広告したこと

三　その者が、有価証券届出書のうち専門家の提供した資料、報告若しくは鑑定に基いて作成された部分、専門家がその記載について真実であることを保証した部分及び公務員の陳述又は公文書に基いて作成された部分のいずれでもない部分について、作成前相当な調査をした上、その記載が真実であり、又、記載すべき重要な事項及び誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていなかつたと信じ、且つ、信じたことに十分な理由があつたこと

四　専門家が、有価証券届出書のうち自己の提供した資料、報告若しくは鑑定に基いて作成された部分又は自己がその記載について真実であることを保証した部分について、作成前相当な調査をした上、その記載が真実であり、又、記載すべき重要な事項及び誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていなかつたと信じ、且つ、信じたことに十分な理由があつたこと、又はその部分が自己の提供した資料、報告若しくは鑑定の内容と異なり若しくはこれを十分に表わしていなかつたこと

五　その者が、有価証券届出書のうちその者以外の専門家の提供した資料、報告若しくは鑑定に基いて作成された部分又はその者以外の専門家がその記載について真実であることを保証した部分について、虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていたこと、又、その部分がその者以外の専門家の提供した資料、報告若しくは鑑定の内容と異なり、又はこれを十分に表わしていなかつたことを知らず、且つ、信ずべき十分な理由がなかつたこと

六　その者が、有価証券届出書のうち公務員の陳述又は公文書に基いて作成された部分について、虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていたこと、又、その部分が公務員の陳述若しくは公文書の内容と異なり、又はこれを十分に表わしていなかつたことを知らず、且つ、信ずべき十分な理由がなかつたこと

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第十九条　前条の規定により賠償の責に任ずべき者で当該有価証券の発行者以外の者は、左に掲げる事項の一を証明した場合においては、同条の規定による賠償の責に任じない。

一　その者が、有価証券届出書のうちその者が責に任ずべき部分について届出の効力が生ずる日前に同条第二号第三号に規定する地位を辞し、第三号第四号に規定する同意を撤回し、又は第五号に規定する引受人となる契約を解除し、且つ、その旨及び有価証券届出書のうち当該部分について責に任じない旨を書面を以て証券取引委員会及び当該有価証券の発行者に通知したこと

二　その者が、有価証券届出書のうちその者が責に任ずべき部分について届出の効力が生じたことを知らなかつた場合においては、届出の効力が生じた旨を知つた後遅滞なく、同条第二号第三号に規定する地位を辞し、第三号第四号に規定する同意を撤回し、又は第五号に規定する引受人となる契約を解除し、且つ、その旨及び有価証券届出書のうち当該部分について責に任じない旨を書面を以て証券取引委員会及び当該有価証券の発行者に通知し及び広告したこと

三　その者が、有価証券届出書のうち専門家の提供した資料、報告若しくは鑑定に基いて作成された部分、専門家がその記載について真実であることを保証した部分及び公務員の陳述又は公文書に基いて作成された部分のいずれでもない部分について、作成前相当な調査をした上、その記載が真実であり、又、記載すべき重要な事項及び誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていなかつたと信じ、且つ、信じたことに十分な理由があつたこと

四　専門家が、有価証券届出書のうち自己の提供した資料、報告若しくは鑑定に基いて作成された部分又は自己がその記載について真実であることを保証した部分について、作成前相当な調査をした上、その記載が真実であり、又、記載すべき重要な事項及び誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていなかつたと信じ、且つ、信じたことに十分な理由があつたこと、又はその部分が自己の提供した資料、報告若しくは鑑定の内容と異なり若しくはこれを十分に表わしていなかつたこと

五　その者が、有価証券届出書のうちその者以外の専門家の提供した資料、報告若しくは鑑定に基いて作成された部分又はその者以外の専門家がその記載について真実であることを保証した部分について、虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていたこと、又、その部分がその者以外の専門家の提供した資料、報告若しくは鑑定の内容と異なり、又はこれを十分に表わしていなかつたことを知らず、且つ、信ずべき十分な理由がなかつたこと

六　その者が、有価証券届出書のうち公務員の陳述又は公文書に基いて作成された部分について、虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていたこと、又、その部分が公務員の陳述若しくは公文書の内容と異なり、又はこれを十分に表わしていなかつたことを知らず、且つ、信ずべき十分な理由がなかつたこと